

一時生活支援事業

住居がなく、所得が一定水準以下の方に対しては、一定期間に宿泊場所や衣食の提供等を行いながら、自立した生活に向けて、就労や家計相談など個々の課題解消と居宅生活への支援を行います。

施設の概要	市内に支援施設を1カ所設置
【施設】	相談員2名以上配置、365日運営 利用者居室5 談話(食事)室1 事務兼相談室1
【期間】	原則3ヶ月

提供内容	支援の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時的な宿泊場所の提供 ・食事の提供 ・日用品等の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な相談 ・安定した住まいの確保に向けた支援 ・家計管理への支援 ・就労への支援 ・健康面や社会参加等への支援 など ・居宅生活移行後のフォローアップ(一定期間)



あなたの
悩みを
一緒に
解決します



食 事



居 室



談話室